

あなたのDNA情報が国に管理される社会になってもいいのでしょうか

講演会

個人識別 倫理観 永久保存 足利事件
GTA 人権侵害 似せく 裁判所許可必要なし 運用の厳格化 2次汚染
お前が犯人だ MCT118 登録対象 タバコの吸い殻
DNA型データベース 抹消請求 身元特定
遺伝情報 STR法
削除の権利 無罪判決 冤罪・誤登録
科学捜査研究所 プライバシー インターポール
ミトコンドリアDNA 無制限な蓄積 法的根拠



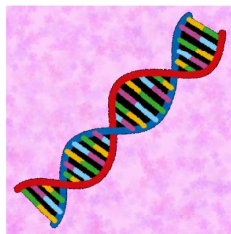
2025年 11月15日(土)

14:00~16:10

貸会議室

シスグリーン

(地下鉄「上前津駅」⑥出口
南へ徒歩1分 上前津グリーン
ビル6F 1階に「すき家」)



参加
無料

【講演】警察によるDNA情報の収集と利用をめぐる問題点

—立法による規制の必要性—

水野 陽一 北九州市立大学法学部法律学科准教授

もしあなたが犯罪に関わったり、巻き込まれた場合、ご自分のDNA情報が永久に捜査機関によって保管されることをご存じでしょうか。

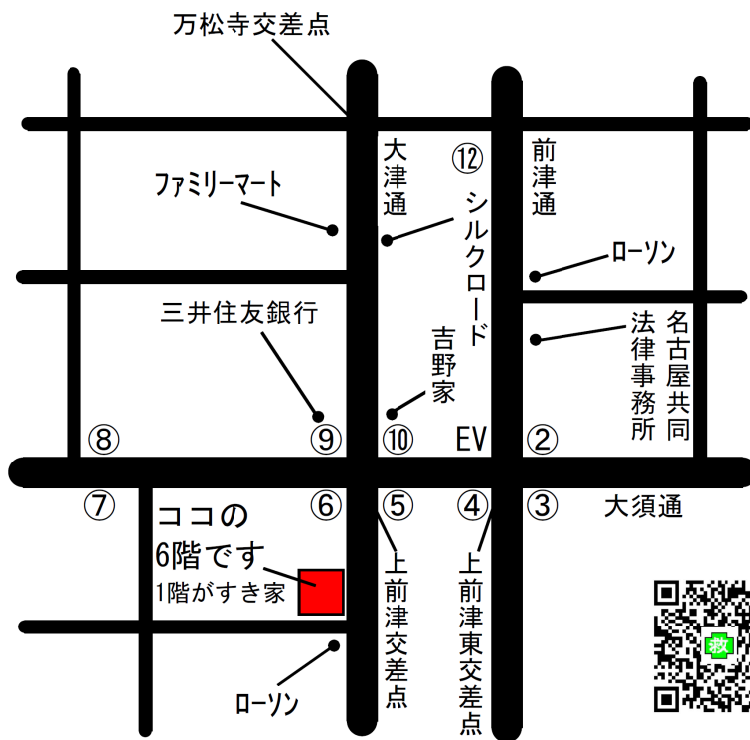
現在、警察庁は170万件を超えるDNA型データベースを構築しており、それは本人にも知らされないまま蓄積されています。

無罪となった事件(名古屋・白龍町事件)でも、「無罪判決」が出されたのちに「抹消請求」の裁判を起こしてやっと、認められました。犯人であろうがなかろうが関係ないんです。

日本では法的根拠がないままにDNA採取がおこなわれていますが、世界に目を向けるとそんな国ばかりではありません。

DNA情報収集の現状を知り、一人ひとりの権利を守るためにどうするべきか、考えてみませんか。

講演後、事件の関係者や、DNA抹消を可能にする法制化などを求める相談もおこないたいと考えています



主 催：DNA抹消を求める会準備会

救 援 新 聞

[1958年6月10日]
第三種郵便物認可

事務局：〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 日本国民救援会愛知県本部内 TEL052-684-5825